

開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する法律（生物多様性オフセット法）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、開発行為を実施する場合のノー・ネット・ロスの原則を定め、及び開発行為者等の責務を明らかにするとともに、里山信託、入会協定その他代償区域に関し必要な事項を定めることにより、開発行為の前後で野生生物の生息又は生育の場所としての機能（以下「生息生育機能」という。）が全体として維持され、その機能が向上されることを確保するための施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「開発行為」とは、土地の区画形質の変更を伴う行為をいう。

2 この法律において「特定開発行為」とは、次の各号に掲げる許可に係る開発行為をいう。

- 一 森林法第十条の二第一項の許可
- 二 都市計画法第二十九条第一項及び同条第二項の許可
- 三 農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可
- 四 河川法第二十六条、第二十七条、第五十五条及び第五十七条の許可
- 五 港湾法第三十七条、第三十八条及び第五十六条の許可
- 六 海岸法第八条の許可
- 七 前各号に掲げるもののほか、生息生育機能に及ぼす悪影響の程度が大きい開発行為として政令で定めるものに係る許可

### （ノー・ネット・ロスの原則）

第三条 開発行為を実施しようとする者（以下「開発行為者」という。）は、次の各号に定めるところにより、当該開発行為の前後で、当該開発行為が行われる区域（第三号の代償区域を含む。以下「開発行為関連区域」という。）における生息生育機能が全体として維持され、その機能が向上されるように努めなければならない。

- 一 開発行為者は、開発行為の全部又は一部を行わないこと、開発行為を着手する時期を遅らせること、開発行為が行われる区域を変更すること等により、開発行為が行われる区域における生息生育機能に及ぼす悪影響（以下この条において単に「悪影響」という。）をできるだけ回避するようにしなければならない。
- 二 開発行為者は、前号の規定による回避を行った場合において、開発行為に伴う土地の改変の大きさを縮小させること、その他の環境の保全のための措置を実施することにより、悪影響をできるだけ少なくするようにしなければならない。
- 三 開発行為者は、前各号の規定によって悪影響を回避し、少なくするようにした場合において、なお残る悪影響については、その悪影響によって損なわれた生息生育機能に相当する機能を開発行為が行われる区域以外の区域（以下「代償区域」という。）で創出し、維持しなければならない。

### （国の責務）

第四条 国は、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する啓発及び知識の普及等を通じて、開発行為に伴

う生息生育機能の維持及び向上に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （開発行為者の責務）

第六条 開発行為者は、第三条に定める原則（以下「ノー・ネット・ロスの原則」という。）に従うとともに、国又は地方公共団体が実施する開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する施策に協力しなければならない。

### （代償行為者の責務）

第七条 代償区域において生息生育機能の創出又は維持を行おうとする者は、ノー・ネット・ロスの原則にのっとり、生息生育機能の創出又は維持に主体的に取り組むよう努めなければならない。

### （土地の所有者等の義務）

第八条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、その土地の生息生育機能の維持及び向上に留意しなければならない。

### （住民の責務）

第九条 住民は、基本理念にのっとり、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する理解を深め、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する施策に協力しなければならない。

### （生物多様性オフセット基本方針）

第十条 政府は、ノー・ネット・ロスの原則にのっとり、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「生物多様性オフセット基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 生物多様性オフセット基本方針には、次の事項を定めるものとする。
  - 一 開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上の推進に関する基本的方向
  - 二 開発行為に係る開発行為関連区域の野生生物の生息又は生育の場所としての機能を評価するための技術的な指針
  - 三 その他開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して生物多様性オフセット基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、生物多様性オフセット基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性オフセット基本方針を公表しなければならない。
- 6 生物多様性オフセット基本方針は、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上の状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、生物多様性オフセット基本方針の変更について準用する。

## 第二章 特定開発行為者に対する措置

### 第一節 生息生育機能評価書

(生息生育機能評価書の作成)

第十一条 特定開発行為を実施しようとする者(以下「特定開発行為者」という。)は、あらかじめ、当該開発行為に係る開発行為関連区域の生息生育機能の評価する書面(以下「生息生育機能評価書」)を作成しなければならない。

2 特定開発行為者は、他の者が代償区域において生息生育機能を創出し、維持する場合において、当該他の者(以下「代償行為者」という。)の同意を得たときは、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を自らの生息生育機能評価書に掲載することができる。

- 一 代償行為者の名称
- 二 代償区域の所在地
- 三 代償区域の面積
- 四 代償区域における生息生育機能の現況
- 五 代償区域における野生生物の生息又は生育の場所としての管理方法に関する事項

3 特定開発行為者は、第一項の生息生育機能評価書が第十条第二項第二号の技術的指針に則している旨について、環境省令で定めるところにより、環境大臣の指定を受けた者(以下「指定認証機関」という。)が行う認証を受けなければならない。

4 環境影響評価法(平成九年六月十三日法律第八十一号)第十四条の準備書及び同法第二十一条の評価書の記載事項のうち、生態系に関する記載事項には、同法第五条第一項第三号の対象事業実施区域(本法第三条第三号の代償区域を含む。以下「対象事業関連区域」という。)の生息生育機能の評価する事項を含まなければならない。

5 環境影響評価法第二条第五項の事業者は、前項の生息生育機能の評価する事項が第十条第二項第二号の技術的指針に則している旨について、環境省令で定めるところにより、指定認証機関が行う認証を受けなければならない。

(生息生育機能評価書の送付)

第十二条 特定開発行為者は、第十一条第一項に定める生息生育機能評価書に関して前条第三項の認証を受けたときは、速やかに、当該特定開発行為に係る許可を行う者にこれを送付しなければならない。

(特定開発行為の許可に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第十三条 特定開発行為に係る許可を行う者は、当該許可の審査に際し、第十二条に基づき送付された書面に基づいて、当該許可に係る特定開発行為につき、ノー・ネット・ロスの原則にのっとり、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、当該許可を行う者は、当該許可に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該許可を行わず、又は当該許可に必要な条件を付することができるものとする。

### 第二節 指定認証機関

(指定)

第十四条 第十一条第三項の指定(以下この節において「指定」という。)は、環境省令で定めるところにより、

生息生育機能評価書の認証(第十一条第五項の認証を含む。以下この節において「認証」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十九条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第十六条 環境大臣は、第十四条の規定により指定を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 生息生育機能評価士免状の交付を受けている者が認証のための調査(以下「認証調査」という。)を実施し、その人数が二名以上であること。

二 次に掲げる認証調査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 認証調査を行う部門に専任の管理者を置くこと。

ロ 認証調査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い認証調査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

2 指定は、指定認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 指定年月日及び指定番号
- 二 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(指定の更新)

第十七条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(生息生育機能評価士免状)

第十八条 生息生育機能評価士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、環境大臣がこれを交付する。

- 一 生息生育機能評価士試験に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると環境大臣が認定した者

2 生息生育機能評価士免状の交付に関する手続は、環境省令で定める。

(生息生育機能評価士試験)

第十九条 生息生育機能評価士試験は、環境大臣が行う。

2 環境大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、生息生育機能評価士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3 生息生育機能評価士試験の課目、受験手続その他生息生育機能評価士試験の実施細目は、環境省令で定める。

(認証の義務)

第二十条 指定認証機関は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証調査を行わなければならない。

2 指定認証機関は、公正に、かつ、環境省令で定める

方法により認証調査を行わなければならない。

3 指定認証機関は、生息生育機能評価書が第十条第二項第二号の技術的指針に則っていると認められない場合には、認証を行ってはならない。

4 指定認証機関は、その事業を実質的に支配している者その他の当該指定認証機関と著しい利害関係を有する事業者として環境省令で定めるものが作成している生息生育機能評価書について、認証を行ってはならない。

5 指定認証機関は、第三項の認証を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に報告しなければならない。

(事業所の変更)

第二十一条 指定認証機関は、認証の業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

(認証業務規程)

第二十二条 指定認証機関は、認証の業務に関する規程(以下「認証業務規程」という。)を定め、認証の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認証業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金その他の環境省令で定める事項を定めておかなければならない。

(認証の業務の休廃止)

第二十三条 指定認証機関は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 指定認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、「その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 特定開発行為者その他の利害関係人は、指定認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記録した書面の交付の請求

(帳簿の記載)

第二十五条 指定認証機関は、帳簿を備え、試験事務に関し環境省令で定める事項を記載しなければならない。  
2 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(改善命令)

第二十六条 環境大臣は、指定認証機関が第二十条第一項、第二項又は第三項の規定に違反しているとき又は、その指定認証機関に対し、認証を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十七条 指定認証機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認証の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認証の業務に従事する指定認証機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十八条 環境大臣は、指定認証機関が第十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定認証機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十九条 環境大臣は、指定認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十条第四項又は第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十六条又は第二十八条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正な手段により指定を受けたとき。

(公示)

第三十条 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 指定をしたとき。
- 二 第二十一条又は第二十三条の規定による届出があつたとき。
- 三 前条の規定により指定を取り消し、又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

### 第三節 指定試験機関

(指定)

第三十一条 第十九条第二項の指定は、環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 環境大臣は、第十九条第二項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十九条第二項の指定を受けることができない。

- 一 第四十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第三十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十三条 環境大臣は、他に第十九条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なるものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第三十四条 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第三十五条 指定試験機関は、環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十六条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第十九条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第三十七条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員解任命令)

第三十八条 環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(生息生育機能評価士試験員)

第三十九条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、生息生育機能評価士として必要な知識及び能力を

有するかどうかの判定に関する事務については、生息生育機能評価士試験員（以下「試験員」という。）に行わせるなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があったときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第四十条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第四十一条 環境大臣は、指定試験機関が第三十三条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十二条 環境大臣は、指定試験機関が第三十三条第三号に適合しなくなったときは、第十九条第二項の指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十九条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十二条第二号に該当するに至ったとき。

三 第三十四条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第三十四条第三項、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十九条第二項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十三条 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し環境省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(環境大臣による試験事務の実施等)

第四十四条 環境大臣は、指定試験機関が第三十五条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十二条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 環境大臣が前項の規定により試験事務の全部若しく

は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第三十五条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十二条の規定により環境大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、環境省令で定める。

(公示)

第四十五条 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十九条第二項の指定をしたとき。
- 二 第三十五条の許可をしたとき。
- 三 第四十二条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第一項の規定により環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

### 第三章 代償区域に関する措置

#### 第一節 代償区域の要件

(代償区域の要件)

第四十六条 第三条第三号の代償区域は、以下の各号に掲げる区域でなければならない。

- 一 第四十七条に規定する信託の対象であること
- 二 第五十五条に規定する協定の対象であること

#### 第二節 里山信託

(里山信託)

第四十七条 信託法(平成十八年法律第八号)第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であって、地域の環境の恵沢の増進に寄与するために委託者がその所有する土地を信託するものとして第四十八条の許可を受けたもの(以下「里山信託」という。)については、本節に定めるところによるものとする。

(里山信託の許可等)

第四十八条 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であって、地域の環境の恵沢の増進に寄与するために委託者がその所有する土地を信託するものについては、受託者がその信託に係る土地の区域を管轄する都道府県知事(以下この節において単に「都道府県知事」という。)の許可を受けなければその効力を生じないものとする。

2 里山信託の存続期間については、信託法第二百五十九条の規定を適用しない。

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該許可を行わなければならない。

- 一 里山信託の対象となる土地の区域(以下「里山信託区域」という。)の野生生物の生息又は生育の場所としての管理方法に関する事項が適切に定められていること
- 二 里山信託区域の農地又は林地としての利用に関して、環境の恵沢の増進のために受託者が行うべき事項が適切に定められていること
- 4 都道府県知事は、第一項の許可を行ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(里山信託の監督)

第四十九条 里山信託は都道府県知事の監督に属する。

(里山信託の受託者の義務)

第五十条 里山信託の受託者は、第四十八第三項各号に定める事項を適切に実施しなければならない。

2 毎年一回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(里山信託の変更)

第五十一条 里山信託に関して信託行為の当時予見できなかった特別の事情が発生したときは、都道府県知事は当該信託の本旨に反しない限り信託の変更を命ずることができる。

2 里山信託については信託法第五十条の規定を適用しない。

3 里山信託について信託の変更(前条の規定によるものを除く。)又は信託の併合若しくは信託の分割を行うためには都道府県知事の許可を得なければならない。

(里山信託の終了)

第五十二条 里山信託の受託者は、やむを得ない場合には、都道府県知事の許可を受けて、その任務をやめることができる。

(里山信託に関する裁判所の権限)

第五十三条 里山信託については信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めがない信託に関する同法に規定する裁判所の権限(次に掲げる裁判に関するものを除く)は、都道府県知事に属する。ただし、同法第五十八条第四項(同法第七十条(同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。))及び第二百二十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条第四項(同法第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項、第七十四条第二項及び第二百二十三条第四項に規定する権限については職権をもってこれをおこなうことができる。

- 一 信託法第五十条第一項の規定による信託の変更を命ずる裁判
- 二 信託法第六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判
- 三 信託法第八十条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判
- 四 信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判
- 五 信託法第二百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

(里山信託の終了時の措置)

第五十四条 里山信託が終了した場合において帰属権利者の指定に関する定めがない場合又は帰属権利者がその権利を放棄したときは、都道府県知事は当該信託の本旨に従って類似の目的のために信託を継続することができる。

#### 第三節 入会協定

(入会協定の締結等)

第五十五条 一団の土地の所有者及び借地権を有する者(以下この章において「土地所有者等」という。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における環境の恵沢の増進に関する協定(以下「入会協定」という。)を締結することができる。

2 入会協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 入会協定の目的となる土地の区域(以下「入会協定

区域」という。)

二 入会協定区域の環境の恵沢の増進のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 野生生物の生息又は生育の場所としての管理に関し、土地所有者等が行うべき事項

ロ 農地又は林地としての利用方法に関し、土地所有者等が従うべき事項

ハ その他当該区域の環境の恵沢の増進に関する事項

三 入会協定に違反した場合の措置

3 入会協定においては、前項各号に掲げるもののほか、入会協定区域に隣接した土地であって、入会協定区域の一部とすることにより環境の恵沢の増進に資するものとして入会協定区域の土地となることを当該入会協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「入会協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 入会協定は、土地の区域を管轄する都道府県知事（以下この節において単に「都道府県知事」という。）の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る入会協定の縦覧等）

第五十六条 都道府県知事は、前条第四項の規定による入会協定の認可の申請があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該入会協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該入会協定について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

（入会協定の認可）

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条第四項の規定による入会協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該入会協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第五十五条第二項各号に掲げる事項（当該入会協定において入会協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該入会協定区域隣接地に関する事項を含む。）について環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該入会協定の写しを当該都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、入会協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（入会協定の変更）

第五十八条 入会協定区域内における土地所有者等は、入会協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（入会協定の効力）

第五十九条 第五十七条第二項（第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった入会協定は、その公告のあった後において当該入会協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（入会協定の認可の公告のあった後入会協定に加わる手続等）

第六十条 入会協定区域隣接地の区域内の土地に係る土

地所有者等は、第五十七条第二項（第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、都道府県知事に対して書面での意思を表示することによって、入会協定に加わることができる。

2 入会協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、入会協定区域の一部となるものとする。

3 第五十七条第二項の規定は、第一項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

4 入会協定は、第一項の規定により当該入会協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該入会協定区域内の土地について、前項において準用する第五十七条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（入会協定の廃止）

第六十一条 入会協定区域内の土地所有者等は、第五十五条第四項又は第五十八条第一項の認可を受けた入会協定を廃止しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。

一 当該入会協定区域内の野生生物の生息又は生育の場所としての機能が良好に維持されている場合であって、入会協定以外の方法をもってその機能が維持されると認められない場合

二 当該入会協定区域内の野生生物の生息又は生育の場所としての機能が良好に維持されている場合であって、相応の代償が行われると認められない場合

3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第六十二条 土地又は借地権が数人の共有に属するとき、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第六十条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

（一の所有者による入会協定の設定）

第六十三条 一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の環境の恵沢の増進のため必要があると認めるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地の区域を入会協定区域とする入会協定を定めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による入会協定の認可の申請が第五十七条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該入会協定が地域の環境の恵沢の増進のため必要であると認める場合に限り、当該入会協定を認可するものとする。

3 第五十七条第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた入会協定は、認可の日から起算して三年以内において当該入会協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第五十七条第二項の規定による認可の公告のあった入会協定と同一の効力を有する入会協定となる。

（地上権者等の地位）

第六十四条 入会協定に農地又は林地としての利用方法に関する事項を定める場合においては、その入会協定については、当該農地又は林地につき地上権、永小作権、

質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

(入会協定区域隣接地の土地所有者の義務)

第六十五条 入会協定区域隣接地の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、入会協定区域内の野生生物の生息又は生育の場所としての管理を行う者が当該土地又は木竹に野生生物の生息又は生育の場所としての管理を行うことを拒んではならない。

(入会権の発生)

第六十六条 第五十七条第一項の認可の日から二十年の期間が経過した場合、当該入会協定区域において、民法第二百九十四条の共有の性質を有しない入会権が発生したものとみなす。

#### 第四章 雑則

(税制上の措置)

第六十七条 国及び地方公共団体は、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上を図るため、里山信託区域及び入会協定区域に係る税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第六十八条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、開発行為に伴う生息生育機能の維持及び向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第六十九条 環境大臣は、第二章第二節の規定の施行に必要な限度において、指定認証機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、第二章第三節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第七十条 生息生育機能評価士試験を受けようとする者、第十八条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行う生息生育機能評価士試験に合格したことにより生息生育機能評価士免状の交付を受けようとする者又は生息生育機能評価士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う生息生育機能評価士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(聴聞の方法の特例)

第七十一条 第二十九条、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十二条の規定

による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第七十二条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(経過措置の命令への委任)

第七十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第七十四条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

#### 第五章 罰則

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 第二十九条第二項の規定による認証の業務の停止の命令に違反した者

三 第四十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

四 第四十二条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した者

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の許可を受けずに試験事務の全部を廃止したとき。

二 第四十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第四十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条第一号若しくは第二号又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十九条 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第八十条 里山信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令によって選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託管理人又は検査役は、次に掲げる場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第五十条第二項の規定による公告を行うことを怠り又は不正の公告を行ったとき

二 第五十一条第三項又は第五十二条の規定に違反したとき

三 第三章第二節の規定による都道府県知事の命令又は処分違反したとき

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条から第十三条までの規定は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 第十条第二項第二号の技術的指針に盛り込むべき考え方の素案

（案：前例がないが重要）野生生物の生育生息場所は評価しなければならない。  
（案：リ）定量的とは質、量、時間の視点から評価されなければならない。

代償の要件（＝ノーネットロスの要件）

一 永続的に生息生育機能が確保されるために質的量的時間的に予測できる評価手法によって評価されなければならない。

二 代償される生息生育場は、その場所の選定に際し、質的、量的、地理的条件を考慮しなければならない。

三 代償に関しては、住民参加での合意をとらなければならない。

○、代償は、開発行為が行われる以前に完了していなければならない。

一、代償の主体は、自ら行うことを優先しなければならないが、困難な場合は第三者が行うこと。

二、代償の内容は、損なわれる生育生息場と同種の生息生育場を創出することを優先しなければならないが、困難な場合は、生息生育場の創出に間接的に寄与するものでなければならない。

三、代償を行う土地は、新規に確保することを優先すべきであり、代償によって別の生育生息場の機能が損なわれないようにしなければならない。困難な場合は、既存の生息生育場の維持管理によって行わなければならない。

四、代償される生育生息場は、損なわれる生息生育場と同等の機能を有するものでなければならない。困難な場合は、異なる生息生育場の機能を代償しなければならない。

五、代償を行う場所は、当該開発行為地内および隣接して行わなければならない。困難な場合には当該開発行為と同じ地域内で行わなければならないが、それでも困難な場合は異なる地域で行わなければならない。

六、代償の規模は、損なわれる生息生育場よりも大規模でなければならない。困難な場合は損なわれる生息生育場と同等あるいはそれ以下の規模で行わなければならない。